

**最近の EU の競争政策**

**2019年9月6日 14:00~16:00**

**講師：杉本・川島法律事務所代表 弁護士 杉本 武重 氏**

**I. これまでの EU 競争政策**

**1. カルテル及び反トラスト**

(1) 欧州委決定件数

欧州委決定	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	合計
カルテル(通常)	5	1	4	1	2	2	0	3	1	19
カルテル(ハイブリッド)	1	0	0	0	0	1	3	1	0	6
カルテル(和解)	2	3	1	3	8	2	3	3	3	28
小計	8	4	5	4	10	5	5	7	4	53
反トラスト(通常)	1	1	0	3	4	0	1	3	3	16
反トラスト(協力)	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
反トラスト(確約)	6	2	4	4	2	2	3	1	2	26
小計	7	3	4	7	6	2	4	4	10	47
手続	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
違反申立却下	4	6	4	2	19	5	12	4	7	63
合計	19	14	14	14	35	12	22	15	21	166

- ・決定件数で見れば、カルテルが減少傾向、反トラストは横ばい。
- ・カルテルについては通常及びハイブリッドの禁止決定合計よりも和解決定が多い。
- ・反トラストについては通常及び協力の禁止決定よりも確約決定が多い。

(2) グーグルに対する禁止決定（支配的地位の濫用）

①グーグルショッピング（2017年6月27日）

- ・制裁金額：約 24 億ユーロ
- ・グーグルショッピングを優先的に表示し、競合するショッピングサイトを不利に扱う。

②グーグルアンドロイド（2018年7月18日）

- ・制裁金額：約 43 億 4000 万ユーロ
- ・携帯端末向け基本ソフトを自社アプリと抱合せることで競合アプリを締め出した。

③グーグルアドセンス（2019年3月20日）

- ・制裁金額：約 14 億 9000 万ユーロ
- ・グーグルの広告配信サービス利用者（広告主）に対して競合サービスの広告配信サービスの利用を禁止・制限した。

(3) Spotify の Apple に関する欧州委への違反申立（支配的地位の濫用）

- ・2019年3月、音楽ストリーミング業の Spotify 社は、「アップルが自らの音楽ストリーミング業を有利に展開するため、App Store を通じての Spotify 使用申込料支払について30%の手数料を徴収している」と競争法違反の申立を欧州委に行った。

- ・ 欧州委は、Apple に対する調査要否を検討することになるだろう。
- ・ 欧州委競争担当の Vestager は、2016 年に国家援助の件で、アップルに対し 130 億ユーロをアイルランドに返金するよう命じたことがある。

(4) ドイツカルテル庁の Facebook 調査 (支配的地位の濫用)

- ・ 2019 年 2 月、ドイツカルテル庁は Facebook に対してユーザーデータ収集権を定める約款を改めて、ユーザーの同意があったときのみユーザーデータを収集して Facebook のアカウントに集めることができるように改めよという命令を発した。
- ・ 個人情報保護法上の違反行為であるが、搾取行為として競争法上の支配的地位濫用を適用した点が注目に値する。
- ・ 本年 8 月 29 日、公取委が「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)」に対する意見募集を行ったが、本件はこれに相当するものであり公取委も関心を持っていると思われる。

(5) Amazon/Audible と Apple との排他的取引 (支配的地位の濫用)

- ・ 2017 年 1 月 5 日、Audible (Amazon 子会社) と Apple との Audiobook(主に書籍を朗読した音声コンテンツの総称)に関する排他的取引義務を解消することに合意した。
- ・ 当該排他的取引義務とは、Apple は Audible からのみ Audiobook を仕入れて、Audible は Apple の iTunes 以外のデジタルプラットフォームに Audiobook を供給しないというものである。
- ・ ドイツ出版及び書籍販売連合が違反申立を行い欧州委とドイツカルテル庁が調査を行っていたが、解消合意により調査は中止された。

(6) Amazon の電子書籍に関する確約決定 (支配的地位の濫用)

- ・ Amazon が電子書籍出版社との間で締結した契約に、いわゆる MFN 条項 (最恵国条項) が含まれていることについて、欧州委は 2015 年 6 月から調査を開始した。
- ・ Amazon は欧州委の競争法上の懸念につき MNF 条項の撤回を含む対応策を提示し、パブコメを経て、2017 年 5 月 4 日、欧州委は確約決定を行った。

(7) 家電製造業者 4 社に対する制裁金賦課 (再販売価格維持)

- ・ 2018 年 7 月 24 日、欧州委は家電 4 社がオンライン販売における再販売価格維持をしたことを理由に各社に制裁金を課した。
- ・ 欧州委は 2017 年 5 月に発表した「E コマース分野報告書」で E コマースにおける再販売価格維持が広く行われており競争を阻害している旨述べている。

違反事業者	違反期間、国	協力減額	制裁金
Asus (台)	2011~2014、独、仏	40%	€63,522,000
Denon & Marantz (日)	2011~2015、独、蘭	40%	€7,719,000
Philips (蘭)	2011~2013、仏	40%	€29,828,000

Pioneer (日)	2011～2013、12 か国	50%	€10,173,000
-------------	-----------------	-----	-------------

(8) Guess に対する制裁金賦課 (販売地域制限)

・服飾、アクセサリーのデザイン、流通、ライセンス事業を行っている Guess は、選択的流通システムを採用しているが、2014年1月1日から2017年10月31日までの間、販売業者に対して地域・国を限定した流通を強制したとして、2018年12月17日、欧州委は制裁金€39,821,000を課した。なお協力減額は50%である。

(9) Nike に対する制裁金賦課 (販売地域制限)

・スポーツ用品のデザイン、販売事業を行っている Nike は、商標登録したブランド品について2004年7月1日から2017年10月27日までの約13年間、販売地域制限をおこなったとして、2019年3月25日、欧州委は制裁金€12,555,000を課した。なお、協力減額は40%である。

(10) ビデオゲーム配信プラットフォーム事業者及びビデオゲーム販売事業者5社に対して異議告知書を送付。(販売地域制限)

・2019年4月5日、欧州委はビデオゲーム配信プラットフォームの Valve、及びバンダイナムコ、Capcom, Forcus Home, Koch Media, Zeni Max が、指定国又は地域を越えた販売を防止するために geo-blocking activation key を使用したことについて、及びバンダイナムコ以下のビデオゲーム販売業者が各国代理店との間で越境販売禁止条項を含む流通契約を締結したことに関して異議告知書を送付した。

(11) サンリオに対する制裁金賦課 (販売地域制限)

・2019年7月9日、欧州委は、サンリオがライセンスを与えたキャラクター製品の越境販売を制限したことについて制裁金€6,200,000を賦課した。尚、サンリオが調査協力したことで制裁金を40%減額した。

## 2. 企業結合

(1) 2010年～2018年の企業結合決定数

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
1次審査許可 (簡易手続)	143	191	171	166	207	222	246	280	302
1次審査許可 (普通手続)	110	108	83	86	73	75	81	73	64
2次審査許可 (問題解消措置なし)	1	4	1	2	2	1	1	0	4
2次審査許可 (問題解消措置、撤回)	16	7	16	13	17	22	26	22	25
禁止決定	0	1	1	2	0	0	1	2	0
合計決定数	270	311	272	269	299	320	355	377	395

(2) 2018年末における企業結合審査 (2018年の2次審査)

企業結合事案	審査期間	審査結果
Qualcomm/NXP	2017/6/9～2018/1/18	許可（問題解消措置）
Bayer/Monsanto	2017/8/22～2018/3/21	許可（問題解消措置）
Essilor/Luxottica	2017/9/26～2018/3/1	許可
Celanese/Blackstone/JV	2017/10/17～2018/3/1	中止
Arcelor・Mittal/Ilva	2017/11/8～2018/5/7	許可（問題解消措置）
Tronox/Cristal	2017/12/20～2018/7/4	許可（問題解消措置）
Praxair/Linde	2018/2/16～2018/8/20	許可（問題解消措置）
Apple/Shazam	2018/4/23～2018/9/6	許可
T-Mobile NL /Tele2 NL	2018/6/12～2018/11/27	許可
BASF/Solvay Nylon Business	2018/6/26～	審査中
Siemens/Alstom	2018/7/13～	審査中
Thales/Cemalto	2018/7/23～2018/12/11	許可
KME/MKM	同上	許可（問題解消措置）
Wieland/Aurubis/Schewernetall	2018/8/1～	審査中
Thyssen/Tata	2018/10/30～	審査中
Nidec/Embraco	2018/11/28～	審査中
Aperam/VDM	2018/11/29～	中止
Vod./Liberty Grobal	2018/12/11～	審査中

(3) 買収不許可

①Siemens/Alstom (2019年2月6日)

鉄道信号システム市場、及び高速鉄道列車市場における競争を阻害すると判断

②Thyssen/Tata (2019年6月11日)

圧延炭素鋼及び電磁鋼に関するJV設立により競争減殺と価格上昇が懸念されると判断

(3) 買収手続上の瑕疵

①Facebook (2017年5月18日)

WhatsApp買収届出に際し、不正確な情報提供をしたとして1億1000万ユーロの制裁金賦課。

②General Electric (2019年4月8日)

LM Wind買収届出に際し不正確な情報提供をしたとして5200万ユーロの制裁金賦課

③キャノン (2019年6月27日)

東芝メディカル買収届出に際し、第三者に株式保有させ、許可前に買収代金を支払ったとして2800万ユーロの制裁金賦課。

(4) データ産業における買収

① Microsoft/LinkedIn (2016年12月6日)

② Apple/Shazam (2018年9月6日)

(5) デジタル時代の競争法適用

①ドイツカルテル庁、フランス競争当局による競争法に向けたデータ保護の示唆に関する共同ペーパー (2016年5月10日)

・市場支配力を確立する要素としてのデータは、データ産業のみならず、多くの業界が収集、使用する可能性がある。データ分析の役割は過少評価できない。

②欧州委の委託による「デジタル時代の競争政策」(2019年4月4日)

・早期の競争法上の介入必要性を検討している。

## II. これからの EU 競争政策

### 1. 次期欧州委委員長

(1) 本年7月16日、欧州議会は Ursula von der Leyen (1958年10月8日ブラッセル生、医師資格、ドイツ国防相) を 2019~2024年の欧州委の新委員長に選出した。

(2) 9月9日、新委員長は、新委員候補者リストを発表した。今後欧州議会及び理事会の承認を経て、11月1日から新委員長及び新委員の5年任期がスタートする。

(3) EU 競争法の将来を占うことはできないが、現競争政策委員 Margrethe Vestager の8月27日演説からは、デジタルエコノミーに対する欧州委の介入姿勢と協調が読み取れる。また現欧州競争総局長 Johannes Laitenberger の6月29日演説からは、EU 競争法適用の厳格化を支持する姿勢と共に EU 競争法と他の法律との関係、すなわち親和性と独自性とのバランス配慮が伺われる。

以上